

3 - 4 . 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討

前項の通り、日本のタイプ 環境ラベル「エコマーク」では、海外タイプ 環境ラベル機関との相互認証を積極的に進めており、2021年3月現在、10機関と相互認証協定を締結している。市場のグローバル化や環境意識の高まりが加速する昨今、日本の強みである優れた環境技術とその技術を用いて製造する環境配慮型製品を国際展開に活用することは有効である。しかし、環境ラベル機関が要求する環境要件やその証明方法は国によって相違があるため、国際展開を目指す日本の事業者にとって高いハードルとなっており、作業量やコスト負担も増大する。そのため、相互認証を通じて基準の共通化を図ることは事業者にとってメリットが大きい。

そこで本項では、未だ日本エコマークと相互認証協定を締結していない海外のタイプ I 環境ラベル「ブラジル・環境品質ラベル」及び、電子・電気製品の環境評価プログラム「EPEAT」との相互認証協定の締結に向けた協議状況を報告する。

3 - 4 - 1 ブラジル・環境品質ラベル

1) 概要

ブラジルは南米最大の面積(世界第5位)、人口(世界第6位)を擁する国家であり、天然資源が豊富で鉄鉱石の産出及び輸出量も世界第2位である。また、ブラジル輸出品目の上位として大豆、食肉、砂糖が占めており、特に大豆は世界第一位のアメリカに次ぐ生産量を誇っている。ブラジルは BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)の一つであり、2000年代以降に著しい経済発展を遂げたものの、一時、インフレ率が10.6%(2015年累積)、失業率が11.8%(2016年7~9月の3か月平均)とそれぞれ高止まりするなどし、2015年には経済成長率がマイナスとなった。しかし、2017年には経済成長率が1.0%と3年ぶりにプラス成長に転じたことに加え、2018年及び2019年も1.1%の伸び率となるなど回復基調となっている。しかし、ブラジルの新型コロナウイルス感染者数はアメリカ、インドに次ぐ世界第3位(2021年3月4日現在)になっており、経済への影響も懸念されている。



日本とブラジルの二国間貿易は、日本への輸出：54.3億ドル(2019年)、日本からの輸入額：40.9億ドル(2019年)となっており、対日輸入品目は自動車部品、二輪車部品、工具、事務機器等となっている(2020年6月15日現在、外務省-ブラジル連邦共和国基礎データ)。

表 3-4-1. ブラジル基礎データ

国名	ブラジル連邦共和国	首都	ブラジリア
面積	851.2 万平方キロメートル (日本の 22.5 倍)	人口	約 2 億 947 万人(2018 年)
主要産業	製造業、鉱業(鉄鉱石他)、 農牧業(砂糖、オレンジ、コ ーヒー、大豆他)	言語	ポルトガル語
GDP(名目)	1 兆 8,850 億米ドル(2018 年)	経済成長率	1.1%(2018 年)
経済概況	(1) 世界第 9 位かつ南米最大の経済規模を誇る。 (2) 2018 年の経済成長率はプラス 1.1%で 2019 年もプラス 1.1%と前年と同じ伸び率。(ブラジル地理統計院) (3) 過去に巨額の対外債務に苦しんだブラジルであるが、2007 年以降は対外債権が対外債務を上回り純債権国となっている。 (4) 他方、インフレ率は 2015 年累積で 10.67%(ブラジル地理統計院)と、目標圏中央値(6.5%)を上回って推移し、インフレ抑制のために利上げがなされたが、2016 年以降はインフレ率の低下を受け、政策金利の引き下げが行われた。インフレ率の 2019 年累積は 4.31%。		

出典：外務省-ブラジル連邦共和国基礎データ(2020 年 6 月 15 日現在)

ブラジルのタイプ I 環境ラベルとしては、ブラジル技術規格協会 (Associação Brasileira de Normas Técnicas: ABNT、非営利団体)が運営するブラジル・環境品質ラベル(ABNT- Environmental Quality)が 1995 年に開始され、表 3-4-2.に示す通り 36 の基準を有し、約 1,820 商品(65 社)が認定を受けている(2021 年 3 月時点)。2020 年は 5 つの基準(パーソナルケア製品、椅子及びオフィス家具、工業用及び施設用手指消毒剤、瞬間殺菌剤、データーム)が改定され、新しく「廃タイヤ処理」基準が策定された。



表 3-4-2. ブラジル・環境品質ラベルの認定基準一覧

規格番号	基準名		有効期限	有効性
	ポルトガル語	日本語訳		
PE-121.03	Produtos de Higiene	パーソナルケア製品	2023 年 4 月 16 日	有効
PE-125.02	produtos têxteis de decoração	装飾繊維製品	2024 年 7 月 1 日	有効
PE-145.05	pneus reformados	更生タイヤ(再生タイヤ)	2020 年 7 月 20 日	レビューの対象
PE-146.01	Produção Gráfica	印刷サービス	2019 年 12 月 11 日	レビューの対象
PE-148.03	produtos de aço para construção civil	鉄鋼製品	2023 年 8 月 14 日	有効
PE-151.02	papel de cópia e para usos gráficos	コピー及び印刷用紙	2024 年 3 月 21 日	有効
PE-158.03	revestimento têxteis para pavimentos	繊維製フロアカーペット	2019 年 12 月 11 日	レビューの対象
PE-165.05	Cadeiras e Mobiliário de Escritório	椅子及びオフィス家具	2025 年 2 月 7 日	有効
PE-166.02	o processo de tratamento de solução eletrolítica de baterias automotivas	自動車用電池の電解液処理プロセス	2022 年 6 月 30 日	有効
PE-167.02	sistemas para demarcação viária	道路標識システム	2019 年 12 月 11 日	レビューの対象
PE-178.02	higienizador de mãos industrial e institucional	工業用及び施設用手指消毒剤	2025 年 5 月 4 日	有効

規格番号	基準名		有効期限	有効性
	ポルトガル語	日本語訳		
PE-179.03	higienizador antisséptico instantâneo de mãos	瞬間殺菌剤	2019年12月11日	レビューの対象
PE-187.01	cabos de telemática	インターネットケーブル	2019年12月11日	レビューの対象
PE-198.02	sala-cofre	データルーム	2024年1月7日	有効
PE-205.04	Painel de Madeira	ウッドパネル	2019年12月11日	レビューの対象
PE-231.01	Embalagens Plásticas	プラスチック包装	2019年12月11日	レビューの対象
PE-239.01	eventos sustentáveis	持続可能なイベント	2019年12月11日	レビューの対象
PE-244.01	Atrações Turísticas	観光名所	2019年12月11日	レビューの対象
PE-258.01	Produtos Químicos para Concreto	コンクリート用化学製品	2019年12月11日	レビューの対象
PE-263.01	Isolantes Termo acústicos	吸音材料	2019年12月11日	レビューの対象
PE-291.01	Telefones móveis	携帯電話	2020年1月14日	レビューの対象
PE-293.02	Impressoras Copiadoras e Equipamentos de Imagem	複写機、プリンタなどの画像機器	2023年10月30日	有効
PE-294.01	Televisores	テレビ	2020年1月14日	レビューの対象
PE-298.01	condicionadores de ar	エアコン	2020年3月12日	レビューの対象
PE-308.01	Aditivos Plásticos com Função Oxibiodegradável	オキソ生分解性プラスチック添加剤	2020年1月30日	レビューの対象
PE-311.03	Serviços de Limpeza e Conservação	清掃及びメンテナンスサービス	2024年9月16日	有効
PE-343.01	Produtos Plásticos Recicladados	リサイクルプラスチック製品	2019年6月6日	レビューの対象
PE-344.02	Produtos de Limpeza para Uso Industrial e Institucional	工業用及び施設内用洗浄製品	2024年8月22日	有効
PE-346.01	serviços de obras em edificações	建築現場サービス	2020年10月8日	レビューの対象
PE-351.02	Computadores	コンピュータ	2024年7月8日	有効
PE-390.01	Produtos Químicos Utilizados no Setor de Papel e Celulose	紙及びセルロース分野で 사용되는化学物質	2023年2月5日	有効
PE-393.01	destinação de pneus inservíveis	廃タイヤ処理	2023年8月2日	有効
PE-395.01	Serviço de Marcenaria	建具サービス	2022年7月14日	有効
PE-399.01	Produtos Agrícolas	農産物	2022年7月21日	有効
PE-425.05	Produtos Utilizados no Setor de Distribuição de Energia Elétrica	配電関連製品	2024年1月19日	有効
PE-428.01	Produtos de Papel Tissue	ティッシュペーパー	2024年12月2日	有効

ブラジルの公共調達には1993年に法制化¹され、現在は経済省(Ministry of Economy)が管轄しているが、この法律では行政機関に対して最低価格での入札や契約を規定している。持続可能な公共調達(Sustainable Public Procurement: SPP)を導入するために、経済省、環境省(Ministry of the Environment: MMA)及び開発商工省(Ministry of Development, Industry and Foreign Trade: MDIC)が議論を進めている。具体的なイニ

¹ Law No 8666 - June 21st, 1993 - rules for biddings and contracts for public administration

シアティブとしては、2010年に予算管理省(現、経済省)が発令した「連邦行政による物品、サービス、及び著作物の調達における環境の持続可能性基準を規制する規範的命 1(2010年)²」において、連邦政府の行政機関が調達時に考慮すべき持続可能性基準について明記している。2012年6月には大統領令 No.7746³が発布され、連邦政府の調達行動を通じて持続可能な開発を促進するために、持続可能な行政に関する省庁間委員会(CISAP)⁴の設立等について、法律第8666号に第3条項を付け加える形で明記された。同大統領令第11条にはCISAPの役割として、持続可能な調達の促進を目的に連邦政府の調達事業計画のガイドラインなどの計画や規制、持続可能な基準について予算管理省(現、経済省)の事務局に提案する権限を有するアドバイザリー組織であることが明記されている。

過去に行ったABNT担当者へのヒアリングでは、法規制の整備により、環境に配慮した製品またはサービスの調達が推奨されていることを調達担当者は理解しているものの、どの製品やサービスが上記の基準や観点を満たすことができるのか判断できないことを課題として挙げている。また、環境品質ラベルはGPPに積極的に活用されているとは言い難いが、入札仕様を満たす参考としてタイプI環境ラベルが活用されるケースが増えていると述べている。その他、2016年8月に開催されたリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会では、2014年9月に「持続可能なサプライチェーンガイドVersion2」(Rio2016組織委員会)が公開され、食品や雇用などのオリンピック運営について、持続可能性の実現を要求した。今後、国連環境計画(UNEP)が各国に展開しているSPPプログラムの流れを受けて、ブラジルでもGPP制度の構築が進む可能性がある。

2) 相互認証協議

日本・エコマークとブラジル・環境品質ラベルとの相互認証については、2012年11月の「第6回日伯貿易投資促進合同委員会プレナリー会合」(日本・経済産業省)において、ブラジルMDICからエコマークとの相互認証に関して協議を進めたいとの打診があったが、具体的な協議までには発展しなかった。その後、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)年次総会(AGM)や春季役員会の機会を活用し、ABNTの責任者と相互認証協定の実現可能性について定期的な意見交換を行ってきた。そして、2018年4月にベトナム・ハノイで開催されたGEN春季役員会にて、ABNT責任者からエコマークとの相互認証を検討したいという要望を受けて、Skypeを用いたインターネット会議で議論を進めていく方向性が確認された。そこで、2018年は5月に2回、7月に1回のインターネット会議を行い、双方のラベル制度や運営機関の理解を深めるとともに、相互認証プロセス、合意書の確認、締結後の運用方法、対象カテゴリ等について協議を重ねた。こうしたプロセスを経て、2018年7月のインターネット会議にて、相互認証基本協定書の内容について基本合意に至ったほか、2018年10月ドイツ・ベルリンにて開催されるGEN AGMにて相互認証の基本協定を締結することが確認された。しかし、ブラジル経済不況の影響もあり、急遽、ABNT担当者の出席が叶わなくなったとともに、ブラジル・環境品質ラベル事

² <http://www.comprasnet.gov.br/legislacao/legislacaoDetalhe.asp?ctdCod=295> (ポルトガル語)

³ http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2011-2014/2012/decreto/d7746.htm (ポルトガル語)

⁴ <http://cpsustentaveis.planejamento.gov.br/> (ポルトガル語)

業の人員体制の変更もあり、基本協定書の締結が先送りになっていた。そこで、2019年10月中国・蘇州で開催された GEN AGM にて改めて ABNT 担当者に相互認証協定の協議再開について意思を確認したところ、ブラジル経済が回復傾向に転じたことも受けて、前向きな姿勢がみられた。さらに、2020年2月に GEN 関連業務の一環で実施した二者間の電話会議にて、2020年 GEN AGM(インド・ムンバイで開催予定)での基本協定締結に向けて、協議を再開したいとの打診が正式にあり、ABNT 側の準備が整い次第、インターネット会議を用いた協議を行うことが確認された。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大によるブラジル経済悪化を理由に ABNT では事業の方向性を見直すこととなり、人的資源の再分配が行われたことになったとの報告を受けて、2020年度の相互認証協議は2021年3月に実施した ABNT 担当者との電話会議の一回に留まった。本電話会議では、ABNT 側の相互認証協議継続の意思確認とともに、前回協議より一年以上経過していたこともあり、合意していた相互認証の運用方法に関する理解に齟齬が散見されたため、改めて考え方をエコマーク側より説明し、共通理解の再構築を図った。ABNT 担当者からは、引き続き相互認証締結に向けた協議継続の意思が示され、複写機やプリンタなどの画像機器を対象カテゴリとすることも改めて確認された。今後は、検討のため作成した共通基準比較表を ABNT に再送し、ABNT 側の事業計画を鑑みながら相互認証協定締結に向けて取組を進めていくことで合意した。ABNT との相互認証に関するこれまでの協議と意見交換の実施経緯について表 3-4-3. に示す。

表 3-4-3. ABNT との相互認証協議及び意見交換の経緯

日時	相互認証・意見交換	場所	内容
2012年11月	第6回日伯貿易投資促進合同委員会プレナリー会合	日本・東京(経済産業省)	MDIC からエコマークとの相互認証に関して協議を進めたいとの打診
	GEN AGM(秋季役員会含む)、春季役員会	各開催地	定期的に、ABNT に対し相互認証協定の意思を確認するも、特に進展なし
2018年4月9日、10日	GEN 春季役員会	ベトナム・ハノイ	ABNT 担当者より相互認証協議を行いたいとの意向が示された
2018年5月8日、28日、7月13日	相互認証協議	Skype によるインターネット会議	両機関・環境ラベル制度、相互認証実施方法、合意書内容の確認、「画像機器」を最初の対象カテゴリとして取り上げることに合意
2020年2月14日	インターネット会議	Skype によるインターネット会議	協議を再開したいとの意向があり、2020年 GEN AGM での基本協定締結にむけてインターネット会議を実施していくことを確認
2021年3月12日	インターネット会議	Teams によるインターネット会議	ABNT 側の相互認証協議継続の意思を確認し、相互認証の運用方法について再確認を行った。

3) 今後の展開

本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により協議が延期となり、相互認証協定の締結に至る具体的な進捗は得られなかったものの、GEN AGM(オンライン開催)やそのワーキンググループに伴って ABNT 担当者とは定期的に連絡を取っており、両機関の相互認証協議の継続意思に変わりがないことを確認している。今後、世界的な感染状況や ABNT 側の事業方針を鑑みながらとはなるが、ABNT 側と定期的なコミュニケーションを継続し、2021 年度の協議再開の可能性を探ることとしたい。

3 - 4 - 2 EPEAT(電子製品環境アセスメントツール(Electronic Product Environmental Assessment Tool))⁵

1) 概要

EPEAT は、2006 年にアメリカ環境保護庁(EPA)による助成の下、メーカー、リサイクル事業者、大学、政府系購入団体などが共同で開発したツールであり、グリーンエレクトロニクスカウンシル(Green Electronics Council: GEC)が管理・運営を行っている。EPEAT は、IEEE 1680 で定められた規格に沿って、必ず満たさなくてはならない必須基準項目と、オプションの任意基準項目があり、全ての必須基準項目を満たしている製品は「ブロンズ」、全ての必須基準項目を満たしたうえで、任意基準項目のうち 50%以上の項目を満たす製品は「シルバー」、任意基準項目を 75%以上満たす製品は「ゴールド」として登録される。EPEAT では使用時のエネルギーだけでなく、省資源、有害物質の削減・



禁止、リサイクル素材の使用などを含めた総合的な環境評価を行っており、省エネルギーの項目は ENERGY STAR への適合が必須基準項目として組み込まれている。EPEAT の対象製品はパーソナルコンピュータ、画像機器、テレビ、携帯電話、サーバー、太陽光発電モジュールの 6 品目である。2019 年には、タイプ 環境ラベルの世界的ネットワーク組織である世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)に準会員として加盟した。

EPEAT は登録制度であり、北米をはじめ世界の公共調達市場に大きな影響力があり、日系事業者の関心も高いことから、相互認証協定の締結に向けた協議を進めている。EPEAT 制度は、事業者として新規に EPEAT に申請する場合のほか、製品を新しい国で登録する場合、「デスクレビュー」と呼ばれる審査プロセスを経る必要がある。デスクレビューでは、製品が各基準項目を満たすことを示す証明書類に加えて、事業者が EPEAT 基準の適合確認及び適合管理能力(コンピテンシー)を備えているかが確認される。そのデスクレビューを通過した事業者とその製品が EPEAT レジストリに登録されるが、事業者のコンピテンシーが優れていると判断された場合、事前審査等の必要なく事業者の判断で製品を EPEAT レジストリに登録することできる権限が与えられる。その後、「Verification round」と呼ばれる登録製品の基準適合確認が定期的実施されるが、その対応準備やデスクレビューとの審査員の判断が異なることによる対応処理等の苦労などから、相互認証締結による業

⁵ <http://www.epeat.net/>

務の簡素化が日本の事業者から強く望まれている。

2) 相互認証協議

EPEAT との相互認証締結に向けた協議については、前年度の報告書にある通り 2018 年 12 月 5 日(水)に初めての相互認証協議を(公財)日本環境協会(東京)において実施して以降、2019 年には合計 3 回の協議を行った(表 3-4-4.)。2019 年に GEN に加盟したばかりである GEC とは、これまでコミュニケーションをとったことがなく、また、認証制度と登録制度という制度上の違いがあることから、双方のラベル制度の理解を深める情報交換を中心に相互認証協議を進めてきた。2019 年には、相互認証実績及び事業者ニーズを踏まえて「画像機器」を最初の対象カテゴリとすることで両機関が合意し、エコマーク事務局が双方の基準をまとめた比較表をもとに協議を行った。

協議では、部分的共通基準(Partially Aligned criterion(基準内容もしくはコンセプトが概ね一致しているものの、基準値や証明方法などある程度の相違点がある要求事項) 英語表現及びその内容については GEC 側が整理)を中心に議論し、エコマーク事務局からは他のラベル機関との運用実績を踏まえ、証明方法に若干の差異があっても基準内容やコンセプトが一致しているのであれば、共通基準(Fully) Aligned criterion)として設定してはどうかと提案した。しかしながら、GEC からは相互認証の実績自体がないため、運用面における不公平感の有無を改めて精査する必要があるとの意見があった。

相互認証の運用方法については、エコマークを取得したのち EPEAT に申請するケース(エコマーク EPEAT)については、共通基準項目のデスクレビュー及び Verification Round における証明書の提出等が、相互認証用認定確認書の提出をもって省略されることが確認された。反対に、EPEAT エコマークのケースでは、EPEAT 制度はすべての製品を審査のうえ認定する運用ではないため、エコマーク申請時点における共通基準及び部分的共通基準項目の適合確認についての信頼性の確保が課題となっている。GEC からは、本ケースの対応手法について改めて提案する意向が示され、継続協議することとなっている。

今年度、継続検討となっていた共通基準及び運用方法に関する議論を進展させる予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で協議を開催する目途が立たず、協議を前進させることは叶わなかった。しかし、3-1 項の WTO 政府調達協定との関係に関する調査において、GEC の CEO である Ms. Nancy Gillis に対して実施したヒアリングにおいて、2021 年以降の新型コロナウイルスの状況が落ち着き次第、協議を再開する意向があることを確認している。

表 3-4-4. GEC との相互認証協議及び意見交換の経緯

日時	相互認証・意見交換	場所	内容
2018 年 12 月 5 日	第 1 回相互認証協議	日本・東京	相互認証協定締結に向けた協議を行う意思を確認
2019 年 4 月 5 日	第 2 回相互認証協議	アメリカ・ポートランド	双方機関・環境ラベル制度概要の確認、相互認証実施方法の提案、「画像機器」を最初の対象カテゴリとして取り上げることに合意

2019年5月24日	第3回相互認証協議	アメリカ・ポートランド	「画像機器」の共通基準設定・合意書内容・相互認証運用方法について議論、協議結果をGEC内で確認後エコマーク事務局に方針を報告することを確認
2019年12月5日	意見交換	日本・東京	前回協議結果について引き続きGEC内で協議を進めており、結論出次第エコマーク事務局に報告する旨を確認

3) 今後の展開

次年度は、オンラインによる相互認証協議の開催を視野に、引き続きGECと定期的なコミュニケーションを継続し、共通基準の設定及び相互認証の運用方法についての合意を目指し、相互認証協定締結に向けた準備を進めたい。